

京三製作所「芝工会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、株式会社京三製作所「芝工会」（以下当会）と称し、京三製作所内に事務局をおく。

(校友会)

第2条 当会は、芝浦工業大学校友会「京三支部」に所属する。

(目的)

第3条 当会は、行事等を通じて会員相互の交流と親睦を深めることを目的とする。

2. 当会は、芝浦工業大学校友会等と連携を図り、校友会、及び芝浦工業大学の発展に寄与するものとする。

第2章 会員

(会員)

第4条 当会の会員は、学校法人芝浦工業大学の卒業生（在校生も含む）であり、株式会社京三製作所、および関連会社の役員、従業員にて構成する。

第3章 役員

第5条 当会には次の役員をおく

- (1) 支部長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 幹事 若干名

第4章 総会

第6条 当会は原則として年1回総会を開催するものとする。

第5章 会計

(会計年度)

第7条 当会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第8条 当会の会員から会計を選出する。なお、役員との兼任は妨げない。

以上